

事務連絡
令和7年3月31日

各介護保険事業所 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

電子申請届出システムによる法人情報の変更の届出について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省の電子申請・届出システムを利用して、本県への法人情報の変更の届出を行うことができるようになりましたのでお知らせします。

なお、引き続き郵送による届出も可能です。

1 電子申請・届出システムのリンク先

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

※県の電子申請システム（e-kanagawa）とは別のシステムです。

2 対象手続

法人情報の変更届出

※システム上の表記：「法人情報に係る一括変更届出」

3 受付開始日

4月1日以降受け付けます。

4 届出方法

(1) 変更届一覧表を確認の上、上記リンク先から届け出てください。システムの操作方法については、マニュアルをご覧ください。

(2) 届出書はファイルではなく、電子申請・届出システムに直接入力することで提出されます。

5 留意事項

(1) 電子申請・届出システムの利用には、GビズID（法人・個人事業主向け共通認証システム）の取得が必要です（無料）。取得方法の詳細は、

<https://gbiz-id.go.jp/top/>を参照してください。

- (2) 登記事項証明書は「登記情報提供サービス」により交付を受け、次のいずれかにより提出してください(登記情報証明書に該当する箇所へアップロード)。
 - ①登記情報提供サービスでダウンロードした照会番号付きPDFファイル
 - ②照会番号・発行年月日を入力したtxtファイル
- (3) 市町村指定の事業所・サービスの電子申請・届出システムの利用については、各市町村にお尋ねください。
- (4) 届出の提出をした時並びに県が受付完了、差戻し又は却下した時に、電子申請・届出システムに登録した電子メールアドレス宛てにお知らせしますので、確実に受信できるメールアドレスを使用してください。
- (5) 書類に不備があった場合の修正書類の提出は、原則として、電子申請・届出システムにより行っていただきます。

7 マニュアル等掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 2. 変更・廃止・休止・再開届

→ 電子申請届出システムによる変更、廃止、休止及び再開の届出について【福祉施設グループ、保健・居住施設グループ】

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=90858>

電子申請届出システムによる変更、廃止、休止及び再開の届出について【在宅サービスグループ】

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=90832>

問合せ先

在宅サービスグループ

電話 045-210-1111 内線 4824、4840～4843

保健・居住施設グループ

電話 045-210-1111 内線 4856～4859

福祉施設グループ

電話 045-210-1111 内線 4851～4855